

教育委員会会議録

1. 日 時 平成 31 年 4 月 15 日(月) 開会 午後 3 時 50 分

2. 場 所 合同庁舎 4 階 大会議室

3. 議 題

(1)議 案

第 1 号 坂出市文化体育振興協議会委員の委嘱と任用について

第 2 号 坂出市学校再編整備庁内推進委員会の委嘱について

第 3 号 坂出市学校給食調理場庁内検討委員会の委嘱について

第 4 号 坂出市いじめ防止基本方針の改定について

第 5 号 学校事務職員との 36 協定の締結について

第 6 号 坂出市立中学校部活動振興補助金交付要綱の制定について

第 7 号 坂出市学校運営協議会補助金交付要綱の制定について

(2)報 告

第 1 号 共催・後援名義の使用について

第 2 号 後援名義の使用について

第 3 号 後援名義の使用について

非 第 4 号 指定学校の変更について (基準内)

4. 出席者 教育長 國重 英二
委員 小川 幸彦
委員 斉藤 恵子
委員 古田 桂子

5. 関係者 教育部長 網野 禎彦
教育総務課長 加賀 実
学校教育課長 山田 知志
学校教育課長補佐 片山 美江
生涯学習課長 松岡 英治
文化振興課長 今井 和彦
書 記 教育総務課長補佐 柳原 孝宣

6. 署名委員 國重 英二教育長，小川 幸彦委員

7. 前回会議録の承認について

3月20日の定例教育委員会の会議録について高尾委員より詳細かつ正確であった旨の報告あり。

8. 教育長の報告

3月，4月の教育委員会行事について報告。

9. 非公開案件について

報告第4号は個人情報に関わるものであるため，非公開とすることについて挙手による採決を行った。

●結果

多数決により非公開とすることに決定。

10. 議案・報告についての審議

(1)文化振興課所管分

議案第1号 坂出市文化体育振興協議会委員の委嘱と任用について

★説明者 文化振興課長

坂出市文化体育振興協議会委員の委嘱と任用について説明を行う。

◆質疑・意見

特に発言する者なし。

●結果

教育長は各委員に諮り，原案のとおり可決した。

報告第1号 共催・後援名義の使用について

★説明者 文化振興課長

共催・後援名義の使用について説明を行う。

◆質疑・意見

特に発言する者なし。

●結果

教育長は各委員に諮り，原案のとおり承認した。

(2)生涯学習課所管分

報告第2号 後援名義の使用について

★説明者 生涯学習課長

後援名義の使用について説明を行う。

◆質疑・意見

◇委員

「あそびの日」は、初めての後援申請か。

<回答>生涯学習課長

昨年度も後援している。

●結果

教育長は各委員に諮り、原案のとおり承認した。

(3)教育総務課所管分

議案第2号 坂出市学校再編整備庁内推進委員会の委嘱について

★説明者 教育総務課長

坂出市学校再編整備庁内推進委員会の委嘱について説明を行う。

◆質疑・意見

特に発言する者なし。

●結果

教育長は各委員に諮り、原案のとおり可決した。

議案第3号 坂出市学校給食調理場庁内検討委員会の委嘱について

★説明者 教育総務課長

坂出市学校給食調理場庁内検討委員会の委嘱について説明を行う。

◆質疑・意見

特に発言する者なし。

●結果

教育長は各委員に諮り、原案のとおり可決した。

(4)学校教育課所管分

議案第4号 坂出市いじめ防止基本方針の改定について

★説明者 学校教育課長

坂出市いじめ防止基本方針の改定について説明を行う。

◆質疑・意見

◇委員

坂出市のいじめの件数は、どれくらいあるのか。

〈回答〉学校教育課長

平成 29 年度は、小学校 11 件、中学校 11 件で、平成 30 年度は、小学校 61 件、中学校 22 件となっている。

◇委員

この件数には、アンケートだけでなく実際にあった相談も含んでいるのか。

〈回答〉学校教育課長

アンケートだけでなく、口頭の相談等も含んでいる。

◇委員

保護者から直接、教育委員会に相談してくることはあるのか。

〈回答〉学校教育課長

学校ではいじめにはあたらないと判断していても、児童・生徒や保護者はいじめと考えている場合があるので、年間数件はある。

◇委員

そういう場合は、解決しているのか。

〈回答〉学校教育課長

学校に連絡し、数日後には解決している。

●結果

教育長は各委員に諮り、原案のとおり可決した。

議案第 5 号 学校事務職員との 36 協定の締結について

★説明者 学校教育課長

学校事務職員との 36 協定の締結について説明を行う。

◆質疑・意見

◇委員

校長が事務職員と協定書を交わすのか。

〈回答〉学校教育課長補佐

通常、協定書は雇用者側の責任者と労働者側の代表が結ぶが、学校の場合は、雇用者側の責任者は時間外命令を把握でき責任のある校長がなり、労働者側の代表は、通常は選挙で選ばれた者だが、事務職員は各校に一人しか配置されていないので、結果的に、校長と事務職員が協定書を交わすことになる。

●結果

教育長は各委員に諮り，原案のとおり可決した。

議案第 6 号 坂出市立中学校部活動振興補助金交付要綱の制定について

★説明者 学校教育課長

坂出市立中学校部活動振興補助金交付要綱の制定について説明を行う。

◆質疑・意見

◇委員

学校側が使いやすい形に変えたということか。

<回答>学校教育課長補佐

以前は，委託料と補助金で行っていたが，今回からそれらをまとめて補助金という形で行う。これにより，学校側が使いやすい形になり，教員の働き方改革にもなる。

●結果

教育長は各委員に諮り，原案のとおり可決した。

議案第 7 号 坂出市学校運営協議会補助金交付要綱の制定について

★説明者 学校教育課長

坂出市学校運営協議会補助金交付要綱の制定について説明を行う。

◆質疑・意見

特に発言する者なし。

●結果

教育長は各委員に諮り，原案のとおり承認した。

報告第 3 号 後援名義の使用について

★説明者 学校教育課長

後援名義の使用について説明を行う。

◆質疑・意見

特に発言する者なし。

●結果

教育長は各委員に諮り，原案のとおり承認した。

非公開 報告第4号 指定学校の変更について（基準内）

1 1. 次回定例委員会日程 令和元年5月22日(水) 午後1時30分

1 2. 閉会 午後4時35分

以上、会議のてん末に相違ないことを証します。

令和元年5月22日

教育長 國重 英二

署名委員 小川 幸彦